

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第17号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の6、第8条第3項、第9条第1項第4号、第5号、第6号、第8号及び第10号、第2項並びに第3項、第9条の2第2項、第10条、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第1項第4号イ、第5号、第12号及び第12号の2並びに第21条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。）は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務等の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。<u>第14条第1項及び第19条第1項</u>を除き、以下同じ。）が死亡した場合</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>7 略</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の6、第8条第3項、第9条第1項第4号、第5号、第6号、第8号及び第10号、第2項並びに第3項、第9条の2第2項、第10条、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第1項第4号イ、第5号、第12号及び第12号の2並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。）は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務等の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項の請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。<u>第14条</u>を除き、以下同じ。）が死亡した場合</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>7 時間外勤務等制限開始日から起算して第1項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同項の請求は、時間外勤務等制限開始日から当該事由が生じた日までの期間</p>

- (1) 略
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

8・9 略

(介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限)

第7条の5 第7条の2(第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。)及び前条(第4項第3号から第6号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者(以下単に「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の2第2項中「条例第8条第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第8条第3項の規定による」と、「条例第8条第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第14条第1項及び第19条第1項を除き、以下同じ。)」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第7条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第13条 略

- (1)～(11) 略
- (12) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助等(疾病の予防を

についての請求であったものとみなす。

- (1) 略
- (2) 当該請求に係る子が、条例第8条第1項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合

8・9 略

(介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限)

第7条の5 第7条の2(第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。)及び前条(第4項第3号から第6号までを除く。)の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者(以下単に「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の2第2項中「条例第8条第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第8条第3項の規定による」と、「条例第8条第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第14条を除き、以下同じ。)」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第7条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1)～(11) 略
- (12) 職員が、職員の父母(配偶者の父母を含む。)、配偶者若しくは子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。)を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助(疾病の予防を図

図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして任命権者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち任命権者が定めるものへの参加をすることをいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日（うち5日は、子の看護又は介助等を行うため使用する場合に限る。））を限度とする。

(12)の2～(22) 略

2～4 略

(介護休暇)

第14条 略

(1)～(3) 略

(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号、第19条第1項及び別表第5において同じ。）の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～8 略

(休暇に関する手続)

第18条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する措置等)

第19条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者、父母、子、配偶者の父母又は第14条第1項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして香川県教育委員会が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の香川県教育委員会が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、香川県教育委員会の定めるところにより、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話をいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。））を限度とする。

(12)の2～(22) 略

2～4 略

(介護休暇)

第14条 条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び別表第5において同じ。）の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～8 略

(休暇に関する手続)

第18条 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他香川県教育委員会が定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(補則)

第21条 略

(補則)

第19条 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。